

目 錄

第一課 家庭	一	第十五課 人身の自由	二十三
第二課 主人と召使	二	第十六課 慈善	二十四
第三課 德行	三	第十七課 天皇陛下(その一)	二十五
第四課 朋友	五	第十八課 天皇陛下(その二)	二十六
第五課 度量	七	第十九課 天皇陛下(その三)	二十七
第六課 迷信	八	第二十課 公民の心得	二十九
第七課 勇氣	九	第二十一課 公衆衛生	三十
第八課 勇氣(つづき)	十	第二十二課 公益	三十一
第九課 自立自營	十一	第二十三課 産業をおこせ	三十三
第十課 忍耐	十四	第二十四課 農業に工夫をこらせ	三十四
第十一課 勉學	十五	第二十五課 職業	三十六
第十二課 勉學(つづき)	十九	第二十六課 働倖	三十七
第十三課 正直	二十	第二十七課 國民の務	三十八
第十四課 同情	二十一	第二十八課 よき日本人	三十九

第一課 家庭

家内のもの、おのあの、その務をつくしたがひに、その身をつゝしむときは、一家の内もつましくして、その樂大なり。

家庭では、よく父母、祖父母をうやまひ、その命にからふことなく、その仕事をてつだひ、兄弟姉妹となかよくし、下女下男をいたはるべし。

家内のもの、むつましく、くらすときは、一家の幸福をきたすのみならず、國の幸福の基ともなるべし。

格言 笑フ門ニハ、福キタル。

第二課 主人と召使

中江藤樹は近江の小川村の人なり。はじめ、伊豫の加藤氏につかへしが、故郷にある母を養はんがため、つかへをやめて歸れり。

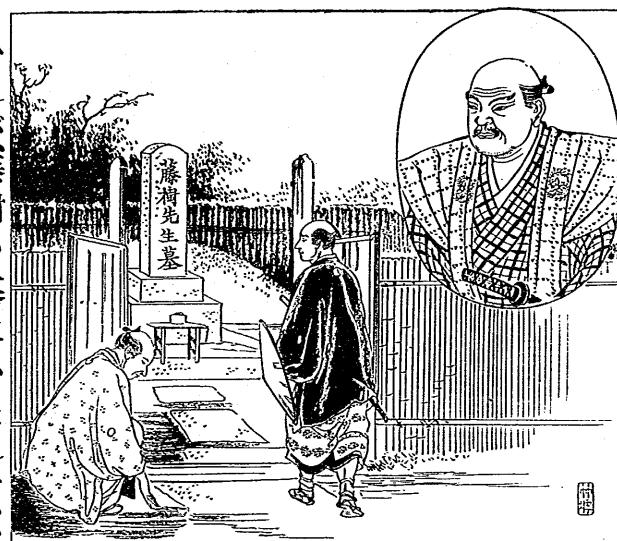
この時、伊豫より、一人の召使從ひきたれり。それど、藤樹は家貧しければ、これを雇ひおくことあたはず、よって、わがもてるわづかの錢の中より、その過半を分ち與へ、故郷に歸り、商をなして、生計をたつべし。といへり。召使は「主人の仰は、まことに、うれしけれども、われは金錢を受けんとは思はず、ただ、いつまでも、つかへて、艱難をとも

にせんことを願ふ。」と答へたり。藤樹は、その志をあはれとは思ひしが、せんかたなく、あつく、これをさせとしたらば、召使も涙を流して、歸りゆけり。

第三課 徳行

藤樹は母に孝行をつくし、また、學問をはげみ、つひに、名高き學者となり、多くの弟子はもとより、文字を知らざるものまでも、藤樹をしたふにいたり、人みな、近江聖人ととなへたり。今にいたるまで、村民その徳を仰ぎ、年年の祭をたやさず。

ある年、一人の武士、小川村の邊をすぎ、藤樹の墓をたづ



ねんとて、畑をたがやせ
る農夫に、道をたづねた
り。農夫はさきだちて、案
内せしが、途中にて、わが
家にたちより、衣服をあ
らため、羽織を着て、行き
たり。武士は、心のうちに、
われをうやまふがため
に、かくするならんと思
ひしが、藤樹の墓にいたれば、かの農夫、垣の戸をひらき

て、武士をその中に入らしめ、おのれは戸の外にひざま
づきて拜したり。武士このさまを見て、さきに、農夫の衣
服をあらためしは、藤樹をうやまふがためなりしこと
をさとり、ふかく、感じ、ねんごろに、その墓を拜して、去り
たりとぞ。

第四課 朋友

朋友は、平生、したしく、交りて、たがひに、助けあふべきも
のなれば、たつとき寶ともいふべく、人にして、よき朋友な
きは、まことに、あはれむべきことなり。
諺に、「朱に交れば、赤くなる。」といへり。平生、よき人と交る

ときは、知らず知らず、よき人となり、あしき人と交ると
ときは、おのづから、あしき人となる。されば、朋友をえらぶ
こと大切なり。

人は、たがひに、信義を重んぜざるべからず。まして、朋友
の間ににおいてをや。わが利害のために、朋友に對し、信義
をやぶるがごときは、はなはだ、あしきことなり。朋友の
不幸にあへるを見ては、これを助くべく、また、平日には
りても、あしき行や心得ちがひあらば、忠告して、これを
改めしむべし。

格言 水ハ方圓ノ器ニシタガヒ、人ハ善惡ノ友ニヨ

第五課 度量

ル。

昔、支那、趙の國に藺相如といふ人あり。秦の國に使して、
功ありしかば、重く用ひられたり。趙の大將廉頗これを
いきどほり、藺相如は、もと、賤しき身分のものなるに、た
だ、辯舌をもって、位、われより上にあり。われは戦争に出で
て、大功をたてながら、かれの下にあるこそ、はづかしけ
れ。いつかは、かれをはづかしめやらん」と、いひゐたり。
藺相如は度量大きいなる人なりしかば、これをききて、廉
頗と争ふことをさけ、途中にてあふときも、かくるるよ

一にしたり。従者そのわけを問ひしに、蘭相如は「秦のわが國を侵さざるは、われと廉頗とあるがためなり。しかるに、今もし、争はば、二人、いづれか、力をうしなひ、つひには、わが國も秦にほろぼさるにいたらん。われの廉頗をさくるは、公の事をさきにして、私の事を後にするがためなり。」と答へたり。

廉頤は、これをききて、大いに、はぢ、蘭相如の家にいたりて、おのれの不心得をわび、これより、たがひに、心をあはせて、事をはかりたりき。

第六課 迷信

昔、關原の役に、徳川家康、出陣の日を九月一日と定めたり。あるもの「この日は西方ふさがりたれば、日を改めたまへ。」といひしに、家康答へて、「西方ふさがらば、われゆきて開かん、なんのはばかるところがあらん。」とて、出陣せしに、この戦は家康の方の大勝利となれり。また、ある人、(藤井) 懶齋といふ學者に「御身の屋敷には祟あり。はやく、他に移りたまへ。」とすすめしが、懶齋、すこしも、氣にかけず、二十年のながき間、その屋敷に住みしに、なんの祟もなかりき。

方位の説の迷信なることは、家康の話によりても、知ら

るべく、家相の説の迷信なることは、懶齋の話によりても、知らるべし。人は知識をみがき、道理をきはめ、これによりて、事を行ふべし。決して、迷信におちいることなかれ。

第七課 勇氣

高田屋嘉兵衛は淡路の人なり。幼きときより、船頭の雇人となり、後、攝津の兵庫にて、運送業を開き、家業に勉勵し、やや、富裕の身となりたり。

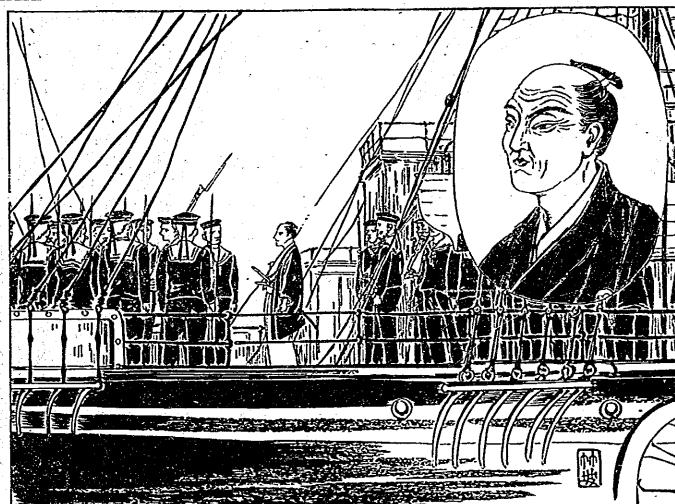
このころ、ロシヤ人しばしば千島に入りこみしにより、幕府は、この地方に役人をつかはさんとし、航海をよくをしらべ、くはしく、報告せり。

その後、嘉兵衛は幕府の命を受けて、エトロフ島に渡り、土民に産業をさづけ、ところどころに漁場を開きて、その業をはげました。

第八課 勇氣(つづき)

ある年、ロシヤ人、千島等にきたりて、奪掠だつりょうをなせり。よって、その後、ロシヤの海軍少佐ゴロブニン等が、クナシリ島

にきたりし時、幕府の役人は、これをとらへたり。ゴロブニンの配下の士官リコルドこれをうれへ、ゴロブニンの安否をたださんがため、日本人をとらへんと待ちゆるたり。



嘉兵衛をとらへ、その本船につれ行きたり。本船には七十餘人の兵士ありて、みな銃をたづとへて、ならびゐたりしが、嘉兵衛は、その間を通りて、少しも、恐るる色なく、リコルドに面會せり。かくて、つひに、カムチャッカにつけられたり。

嘉兵衛は、わが國とロシヤとの間の争をとかんと思ひ、ある日、リコルドに問ひて、わが國にきたりて、奪掠をなしたるは、ロシヤの暴民のしわざにして、ロシヤ政府のあづからざることなりと聞き、リコルドに説きて、幕府に、そのいひわけをなして、わぶべし。といへり。よつて、リコ

ルドは、嘉兵衛とともに、クナシリ島にいたれり。嘉兵衛はロシャ人と幕府との間に立ちて、周旋し、ロシャよりは、さきの奪掠をわびしめ、わが國よりは、ゴロブニン等をかへしめて、ながく、むすばれるたる兩國間の争を解きたり。嘉兵衛のごときは、實に、勇氣に富みし人といふべし。

第九課 自立自營

人は、成長の後、みな業ををさめ、家をとのへざるべからず。これ人たるの務なり。されば、幼きときより、わが力にかなふことは、みづから、これをなすの習慣をつくるべし。

幼きときより、かかる習慣をつくりおかげ、成長の後も、よく、自立して業ををさめ、家をととのふる人となり得べし。かかる自立自營の民多き國はさかえ、少き國は衰ふ。

格言 天ハ、ミヅカラ、助クルモノヲ助ク。

第十課 忍耐

今より百三十年程前に、前野良澤といふ醫師ありき。このころは、西洋諸國との交通、おほむね、禁ぜられ、西洋の學藝を学ばんとするもの、きはめて、稀なりしが、良澤は

知人のもてるオランダの書を見それより奮發して、オランダ語を學びたり。

そのころ、杉田玄白といふ醫師あり。オランダの解剖書を見て、その精密なるに感服し、これを翻譯せんことを志し、良澤にはかりしに、良澤は、玄白をはじめ、同志數人をわが家に集めて、これに着手したり。しかるに、いづれも、オランダ語にあきこことて、一日に、一句をも解し得ざりしこともあり、されど、よく、忍耐して、勉強せしかば、しだいに解し得るよ一になり、四年の間に、草稿をかき改むること、十一回にして、やうやうに、できあがり、解

體新書と名づけて、出版するにいたれり。わが國の醫師、この書によりて、はじめて、人體の構造を、つまびらかに、知ることを得たり。

格言 點滴石ヲウガツ。

第十一課 勉學

リンコルンはアメリカ合衆國の貧しき農家に生れた。父は、少しも、文字を知らざりしかば、ふかく、不便を感じ、その子には、學問をさせたしと思ひ、リンコルンが七歳になりしき、讀本を買ひ與へしが、母も、また、リンコルンの教育に、心を用ひたり。かくて、リンコルンは、學校

に入學し、毎日、一里半餘の道を往復して、勉強したり。

リンコルンは、その後、父に従ひて、他の地方に移り、野や山に出てて、父とともに、開拓に從事せしが、勉學の志は、少しも、かはることなく、森林に入りて働く間にも、暇あれば、もえさしの枝をもって、板の上に、文字を習ひ、その所持せる三冊の本を、いくたびとなく、読みて、お



ほかた、これを暗誦するにいたれり。

第十二課 勉學(つづき)

このころ、リンコルンの家の近くに、移り住む人、しだいに、ふえたれば、人人はかりて、その村に學校をたてたり。リンコルンは、これに入學することを得て、日日、通學せしが、わづか數週間にして、この學校廢せられしかども、在學中によく、勉強せしたま、學業の進歩、いちじるしかりき。その後、また、近所の人々より種種の書物を借りて、怠らず、これを読みたり。

十六歳のとき、ある人より、ジョージ・ワシントンの傳記を

借り、これを戸棚に入れて、寝ねしに、夜の間に、雨もりて、この書物をぬらせり。リンコルンこれを見て、大いに驚き、持主のもとに行きて、事情を話し、労役に服して、その價をつぐのはんことを請ひ、三日の間、その人のために働きて、つひに、その書物をわがものとなしたり。

第十三課 正直

リンコルンは、その後、ある商店の番頭となりしが、正直にして勉強せしゆゑ、その店、おひおひ、繁昌したりき。ある日、一人の婦人この店にきたりて、買物をなし、價をはらひて、立ち去りたり。その夜、リンコルンは一日の勘定

をなして、十二錢餘を、多く、受け取りしことに心づき、ただちに、店の戸をしめおき、一里ばかりも隔りたる、かの婦人の家にたづね行きて、その錢をかへしたりき。

また、ある時、一人の婦人に茶半斤半升を賣りたり。婦人の歸り去りたる後、あやまつて、四半斤をわたししことに心づき、さらに、四半斤の茶をかの婦人の家に持ち行きて、わたりしだりき。

第十四課 同情

リンコルンはある寒き日に、森の中を通りしに、一人の男、はだしにて、寒さにふるひながら、木をきりゐたり。リ

シンコルンこれをあはれみ、この男を、たき火にあたらせおき、みづから、斧アハチをとりて、木をきりやりたり。

また、ある日、一人の友人と、馬に乗りて、野に出でしに、路あしくして、進みがたきところにいたり、一匹ヒツジの豚の泥ヌメの中におちりても、がき苦むを見たり。シンコルンは、そのまま、七町ばかりも行きしが、友人にむかひ、「われはさきの豚を引きあげねば、心やすからず。」といひ、ひきかへして、豚を救ひあげて、たち去りたり。

シンコルンのごときは、同情に富みたる人といふべし。

格言　ワガ身ヲツメテ、人ノ痛サヲ知レ。

第十五課　人身の自由

その後、シンコルンは辯護士となり、また、國會議員に選舉せられ、黒人アフリカ人が奴隸としてつかはることをあはれみ、つねに、黒人のために盡力したりき。そのころ、北部諸州には、奴隸を解放すべしとの論、とかんなりしが、南部諸州は、かたく、これをこばみて、議論、二つに、わかれたり。シンコルンは、あまねく、諸州をめぐりて、熱心に、奴隸を解放すべしと説きたり。

やがて、シンコルンの人望ドウヨウ、大いに、加はり、西暦千八百六十年に、大統領ダーリングに選舉せられしが、南部諸州は、合衆國よ

り、わかれて、獨立せんとし、兵器、要塞等を占領せしより、南北戦争となり、五箇年間の長きにわたりて、つひに、北軍の勝利となれり。リンコーンは、この戦争中に、奴隸解放令を出して、四百萬の奴隸を、一時に、解放せしかば、黒人はいふにおよばず、他の人人も、リンコーンの英斷と恩徳とを稱したり。

すべて、人身の自由を束縛し、人身を賣買するがごときは、はなはだ、惡しきことなれば、何人に對しても、この心得を忘るべからず。

第十六課 慈善

和氣廣虫は清麻呂の姉にて、なきの心ふかき人なりき。ある年、大飢饉にて、人人、糊口に苦み、子をすつるもの多かりしとき、廣虫は人をやりて、道ばたの棄兒をひろひあげしめ、わが手に養ひそだてしもの、八十三人の多きにのぼれり。稱德天皇は、その行をほめさせたまひき。

格言 慈善家ハ、ミダリニ、與ヘズ、正シク、與フ。

第十七課 天皇陛下(その二)

天皇陛下は、御年十六にて、御位をつがせたまひしが、幕府を廢し、みづから、大政をとりたまひて、まづ、左の五箇條の御誓文をくだしたまへり。

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ
倦マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

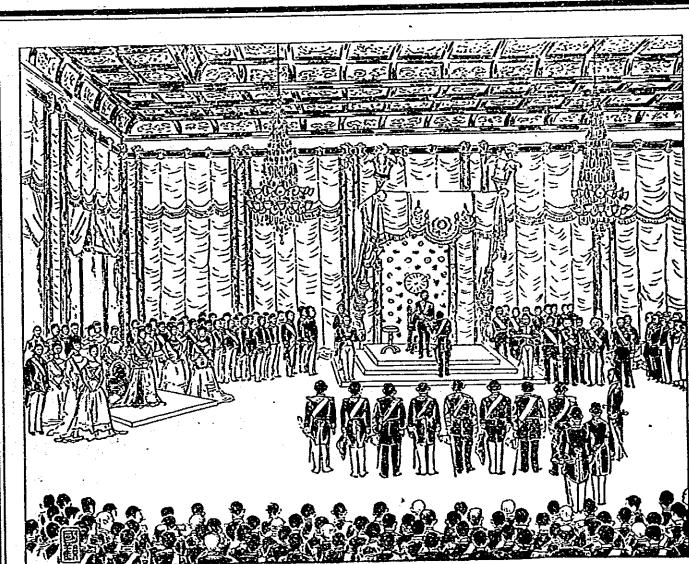
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ン
シ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道
ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

第十八課 天皇陛下(その二)

天皇陛下は、つねに教育に大御心を用ひさせられ、明治五年に、學制を公布せしめたまひ、二十三年には、教育に關する勅語をくだしたまへり。

また、軍事に大御心を用ひさせられ、明治五年に、徵兵令を公布せしめたまひ、十五年には、陸海軍人に勅諭をくだしたまへり。されば、わが國の軍人は、明治二十七八年戦役の際にも、明治三十三年清國事變の際にも、大いなる武功をあらはして、わが國の譽を海外にかがやかせり。

第十九課 天皇陛下(その三)



明治二十二年、天皇陛下は大日本帝國憲法を發布せられ、二十一年より帝國議會を開きましたまへり。これ、わが布國開闢以來未曾有の式盛事とす。

明治維新以來、わが國と諸外國との交際は、しだいに、親密を加へ、

明治二十七年以来、條約を改正せられ、諸外國と對等の交際をなすにいたれり。

わが日本の國運が、かく、大いなる進歩をなすにいたりしは、天皇陛下の御盛徳によること多し。

かかるめでたき大御代に生れ、かかる深き皇恩に浴するわれ等臣民は、よく、その本分をつくして、天皇陛下の大御心にそひたてまつるべし。

第二十課 公民の心得

市町村の公民たるものは、市町村會議員を選舉しました、これに選舉せらるることを得べし。

市町村會議員は、その市町村の行政事務の評議にあづかるものにして、その適否^{ふさわしさ}は、市町村の、よく治^{おさむ}ると否^{うしな}とに關係すること、もとも、大なれば、これを選舉する際には、みな、よく、心を用ひて、適當なる人を選舉すべし。

郡會議員、府縣會議員等を選舉するにも、また、同じ心得を以てすべし。

第二十一課 公衆衛生

衛生に心を用ふることは、わが一身のためのみならず、公衆のためにも大切なことなり。なんとなれば、おのれ、衛生に注意せざりしため、傳染病にかかりなどすれば、

ば、人に迷惑をかけ、害をかうむらしむること多ければなり。

これら、べすと、庖瘡、赤痢、腸ちふす、じふてりや、ほしか等のごとき傳染病の流行は、多くは、衛生のゆきとどかざるよりおこる。されば、つねに、公衆衛生につきての注意を怠るべからず。便所をよごし、飲料水に不潔物を投じ、塵芥を溝に捨てなどするは、いづれも、公衆衛生を重んぜざるものなれば、決して、かかることをなすべからず。

第二十二課 公益

徳川吉宗は公益に心を用ひし人なり。當時、江戸の市中

に火災多く、人々の難儀少からざりしが、伊賀峰郎次といふもの、人家の板葺茅葺を禁じて、瓦葺になさんことを建言せり。吉宗は、蜂郎次が、世のために、心を用ふることの深きをほめて、その説を用ひ、かつ、火災にかかりしたものには、金を貸して、瓦屋根をつくる費用を助けたりき。

吉宗、また、邊鄙の地方にては、醫藥にとほしかるべきとして、醫書をつくりしめて、これをわからちあたへ、また、ある醫師の議をいれ、江戸に施藥院を設けて、貧民の病にかかりて、藥價に苦しめるもの、看護人なきものなどに治療

をうけしめ、食物、衣服、臥具等をも與ふることとせり。

第二十三課 産業をおこせ

吉宗は、つねに、人民の利益を重んじ、國產をふやさんことをはかりたり。そのころは、わが國人、砂糖を製造することを知らざりしかば、外國品のみを用ひたり。吉宗は、かかる日用品を外國に仰ぐは、不利なりとて、甘蔗の栽培法、砂糖の製造法をたづね、やがて、甘蔗の苗を琉球よりとりよせ、これを植ゑつけて、砂糖を製造せしめたり。これより後、諸國に甘蔗を植うることひろまり、しだいによき砂糖を製造するにいたれり。

そのころまでは、甘藷も、わづかに、西國にのみ傳はりて、

ひろく、世に知られざりしが、吉宗は、米穀のとぼしきとき、これを補ふの效大なることをきき、その栽培の法をしらべ、青木昆陽等をして、薩摩より種いもを取りよせ、これを植ゑしめて、世にひろめたり。

吉宗または、ぜの木は蟻をつくるに有用なればとて、その實を、紀伊より取りよせて、これが繁殖をはかりたり。

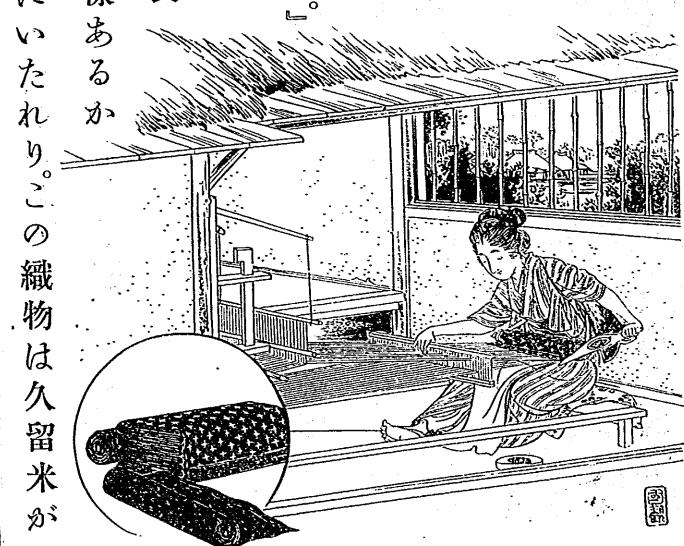
第二十四課 産業に工夫をこらせ

久留米がすりは、井上デンといふ婦人の、はじめて、織りいだししものなり。デン、ある日、白糸を、ところどころく

くり、藍汁にひたして、これを取りいだし、くくり糸をほどきて、布を織りしに、白き模様、ところどころに、あらはれて、おもしろき織物となりたり。』

その後、なほ、じだいに、工夫を加へて、これを改良

しつひには、種々の模様あるかずりをも、織りいだすにいたれり。この織物は、久留米が



すりとて、その販路、ますます、ひろがりたり。

デンが、かく、産業に工夫をこらししは、感すべきことならずや。

第二十五課 職業

人は、かならず、職業に従事せざるべからず。職業に従事して、よく、勉勵するときは、その身の幸福となるのみならず、人にも利益を與へ、また、その國を盛ならしむるものなり。されば、富めるも、貧しきも、みな、一定の職業に従事して、勉勵すべし。

職業を定むるには、自己の能力と事情とに應じ、適當な

る職業をえらぶべし。一度、定めし職業は、かるがるしく、かふることなく、よく、勉勵して、これが改良進歩をはかるべし。

第二十六課 僱倖

世には、投機などによりて、一時に、大いなる富を得んとするものあり、あるひは、勤労を積むことなく、萬一の僱倖をたのみて、事業をくはだつるものあり。これ等は多くは、成功せず、たとひ、成功する人ありとも、模範とするに足らざるなり。

着實にして、僱倖をもとめず、職業に勤勉し、正しき生活

をなすは、人たるものものの務なり。

第二十七課 國民の務

國民たるものは法令を重んぜざるべからず。これを重んぜざるは國の秩序をみだすものなり。

國家を守護し、外寇ほかくを防ぐは、國民たるものとの務なり。男子、丁年に達すれば、兵士となりて、國のためにつくす心がけなかるべからず。

國には、種種の官署を設け、また、陸海軍を置きて、多くの費用を要す。その他、土木、教育、衛生等のために要する費用も少からず。國民は租稅を納めて、國の費用を分擔せ

ざるべからず。

國家の進歩は國民各自の進歩により、國民各自の進歩は、多く、教育の力による。されば、國民は子弟の教育を怠るべからず。

第二十八課 よき日本人

よき日本人たるものは、よく、臣民たる本分をつくすこととをつとむべし。公民としては、公民の心得を守り、國民としては、國民の務をつくし、家内の人に対する態度でも、他人に對しても、おのれの、その道をつくすべし。また、つねに、徳行をほげみ、知識をみがきて、國の文明を進め、公益を

ばかり産業をおこして、國の富を増さざるべからず。よき日本人たるものは、正直にして、勇氣を養ひ、自立自營の習慣をつくり、着實に業務に勉勵し、工夫をこらして、職業の改良進歩をはからざるべからず。これ等は、みな、わが國の發達進歩をはかる基にして、また天皇陛下の大御心にそひたてまつるの道なり。

をはり

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ

26130

ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

著作権所有

發行者兼

文 部

省

印 刷 者 相 川 尚 清

株式

秀

舍

印 刷 所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

明治三十六年十二月十七日印刷

明治三十六年十二月十九日發行

249.

269. 甲向右行